

(別紙)

パブリックコメントにおける御意見の内容及びそれに対する考え方
【農地法施行規則及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令案】

御意見の内容	御意見に対する考え方
<p>オンライン診療の施設にまで同様の対応をすることは、過剰な対応だと思えます。</p>	<p>今般改正医療法で規定される「オンライン診療受診施設」は、人口減少、高齢化、医師不足等を背景に医療提供体制の維持に苦慮している地域等で、オンライン診療の更なる普及及び円滑化を図る必要性に鑑み、法律で新たに位置付けられました。</p> <p>また、当該オンライン診療受診施設は、公衆又は特定多数人に対して医療が提供される場所として、改正医療法第1条の2第2項に規定する「医療提供施設」に該当するものと整理されています。</p> <p>以上の要素を考慮したうえで、オンライン診療受診施設を国又は都道府県知事等が整備しようとするときは、診療所等との扱いと同様、都道府県知事等との法定協議制度の対象となるよう、省令の改正を行うこととしたところです。</p>